

高知県リハビリテーション研究会 定 款

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は高知県リハビリテーション研究会と称す。

第2条 本会の事務局は高知県社会福祉協議会に置く。

第2章 目的

第3条 本会は高知県下のリハビリテーションの充実、発展をめざし、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は前条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 高知県のリハビリテーションの普及、啓発活動に関する事業。(年1回の定期的な高知県リハビリテーション研究大会の開催等。)
- (2) 地域のリハビリテーションのシステムに関する研究事業。
- (3) 会報の発行。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的、趣旨に賛同した保健・医療・福祉の分野に従事する個人、又は従事しようとする個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的、趣旨に賛同した法人とする。

第6条 本会に入会しようとする者は正会員、賛助会員として所定の手続きを経なければならない。

第7条 会員は次の次号に該当するときは退会とする。

- (1) 本人から退会の申し入れがあったとき。
- (2) 会費を2年間滞納したとき。

第8条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 常務理事 若干名（事務局代行）
- (4) 理事 若干名（会長、副会長、常務理事、を含む）
- (5) 監事 2名

第10条 役員を選任

- (1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- (2) 会長、副会長、常務理事は理事会において互選する。

第11条 役員の職務

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 常務理事は、会長の指示を受けて事務局常務を代行する。
- (4) 理事は、会長の指示を受けて、会務及び日常業務を処理する。
- (5) 監事は、本会の収支会計を監査する。

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 顧問

第13条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は本会に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 委員会

第14条

- (1) 会長は、事業達成のために必要な委員会を理事会の議を経て設置することができる。
- (2) 委員会は会長から委嘱された事項を処理する。

第8章 会議

第15条 会議は、総会、理事会、顧問会、各種委員会とする。

第16条 総会は、定期総会、及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合に会長が招集する。
- (2) 会員の2/3以上から会議の目的たる事項を示し、臨時総会招集の要求があったときは、会長は30日以内にこれを招集しなければならない。
- (3) 総会の議長は、その都度選出する。

第17条 理事会は必要ある場合に、会長が招集し、会長がその議長になる。

第18条 顧問会は必要ある場合に会長が招集し、会長がその議長になる。

第19条 各種委員会の委員長は理事が兼務するものとし、会長が委嘱する。

第 20 条 総会及び理事会は、次の要件を満たす出席がなければ、これを開会することができない。

- (1) 総会 正会員の 1/3 以上
- (2) 理事会 理事の過半数

第 21 条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第 22 条 やむを得ない理由のため会議に出席出来ない正会員または役員は、代理人に委任して表決することができる。

第 9 章 資産及び会計

第 23 条 資産は、次の次号に掲げるものにより、構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

第 24 条 資産は理事会の議を経て会長が管理する。

第 25 条 事業計画、予算、及び決算は、理事会の議を経て、総会の議決を得るものとする。

第 26 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 定款の変更

第 27 条 定款の変更は総会において、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第 11 章 雑 則

第 28 条 本定款施行にあたり必要な細則は理事会の議を得て会長が定める。

附 則

- 1 この定款は平成 5 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 平成 8 年 5 月 18 日一部改正施行。
- 3 平成 23 年 6 月 12 日一部改正施行。